

平成 21 年度

税制改正のゆくえ



- 1 今年度税制改正の趣旨と今後の方向性
- 2 中小企業対策
- 3 特別償却の改正・延長
- 4 土地の譲渡に対する課税の特例
- 5 住宅取得・改築等に伴う減税措置
- 6 個人所得税の見直し



1 | 今年度税制改正の趣旨と今後の方向性

1 大きく方針転換した平成 21 年度税制改正

日本経済は、輸出産業を中心に、息の長い景気回復基調にありました。しかし、昨今の金融危機に端を発した世界経済の減速の影響を受け、景気後退局面に入り、長期化・深刻化が懸念されています。

一方で、格差社会が一段と進行しています。大企業と中小企業、正規雇用と非正規雇用、都市と地方など、様々な場所で格差がいっそう拡大しているのが現状です。

そのため、今年度の税制改正大綱では、昨年までの、財政健全化、地方財政の偏在化の是正といった、国・地方自治体の財政の立て直しという観点からの改正から、大きく方針を転換して、経済金融情勢に即応し、世界経済の混乱やそれに伴う国内経済の不振から国民生活を守ることに重点を置き、今年度からの3年間のうちに景気回復を最優先で実現するとの断固たる決意に基づいて、わが国の内需を刺激するため、大胆かつ柔軟な減税措置を講ずると述べられています。

具体的は、次のような内容となっています。

住宅投資の活性化を地域経済の起爆剤とする
自動車の買換え・購入需要の促進
省エネ・新エネ設備等を中心とした設備投資の促進
負担軽減・事業承継を中心とした中小企業対策
金融市場の活性化

2 今後の税制改正の道筋

日本の財政は、債務残高対GDP比が約 150%という危機的な状況にある一方で、その債務の返済については先送りする構造となっています。また、少子長寿化社会を迎え、社会保障費の増加とそれを負担する働き手の減少という問題を抱えています。

そこで、これらに対処するために、経済状況の好転後に速やかに抜本的税制改革を実施する必要があり、次のような道筋が示されています。

(1) 個人所得課税

高所得者の税負担引き上げ
中低所得者の負担軽減
金融所得課税の一体化
所得控除の見直し

(2) 法人課税

課税ベースの拡大
実行税率の引下げ

(3) 消費課税

用途の明確化
税率の引き上げと複数税率の検討
揮発油税等への併課の解決
今回の税制改正においては、時期等の明確な記載なし

(4) 自動車関係諸税

総合的見直し
グリーン化への取組み

(5) 資産課税

相続税の課税ベースの見直し
税率構造の見直し
相続税の計算方法の見直しが盛り込まれる予定だったが、今回の改正においては見送られた

2 | 中小企業対策

1 法人税の軽減税率の引下げ

(1) 制度の概要

平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までに終了する各事業年度における法人税の中小企業等の軽減税率を現行の 22% から 18% に引き下げることとなりました。

(2) 対象となる中小企業

普通法人（期末資本金の額が 1 億円以下の法人に限る）
 公益法人等
 協同組合等
 人格のない社団等

(3) 軽減税額

課税所得 800 万円以下の部分について、現行の 22% から 18% に引き下げられます。従って、課税所得 800 万円の場合、法人税は現行の 176 万円から 144 万円へ 32 万円の引き下げとなります。

2 欠損金の繰戻し還付の復活

(1) 制度の概要

中小企業等に欠損が生じた場合に、その欠損金額をその事業年度開始の前日 1 年以内に開始した事業年度に繰戻して、法人税の還付を求めることが出来る制度です。

平成 4 年 4 月以降、一部の特例を除きこの制度は凍結されていましたが、今回の改正により平成 21 年 2 月 1 日以後終了する事業年度から復活することとなりました。

(2) 還付税額の計算方法

$$\text{還付請求できる金額} = \frac{\text{還付所得事業年度の法人税額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}} \times \text{欠損事業年度の欠損金額}$$

3 | 特別償却の改正・延長

主な改正事項は次のとおりです。

1 エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却の拡充

平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までに取得した場合には、普通償却限度額との合計で、取得価額まで特別償却ができます。したがって、事業供用年度に取得価額の全額の償却が可能となります。

2 資源生産性革新設備等の特別償却

(1) 適用要件

産業活力再生特別法の改正法の施行日から平成 24 年 3 月 31 日までに、資源生産性革新設備等又は資源制約対応製品生産設備等を取得した場合に適用されます。

(2) 特別償却限度額

平成 23 年 3 月 31 日までの取得

取得価額 - 普通償却限度額（結果として取得時に全額損金算入）

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの取得

取得価額 × 30%（建物は 15%）

3 医療機器等の特別償却

下記の見直しを行ったうえで、平成 23 年 3 月 31 日まで期限が 2 年間延長されます。

新型インフルエンザ対応

保健医療業を営む青色申告法人が、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までに、新型インフルエンザに対応するための簡易陰圧装置の取得をした場合には、その取得価額の 20%相当額の特別償却が出来る

一般の医療機器の範囲の限定

一般の医療機器の範囲を高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから 2 年以内のものに限定する

建替え病院用等建物

対象となる病院用等建物の要件である医療の提供体制に資するための基準を見直す

4 その他の特別償却

情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却

特別償却限度額を、取得価額の 100 分の 35 に変更して（変更前は、100 分の 50）
2 年間延長

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度

2 年間延長

事業所内託児施設等の割増償却制度

2 年間延長

優良賃貸住宅の割増償却制度

割増償却率を変更の上、2 年間延長する

耐用年数が 35 年未満 28% 40%

耐用年数が 35 年以上 40% 55%

4 | 土地の譲渡に対する課税の特例

1 土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設

(1) 制度の概要

法人又は個人が、平成 21 年及び平成 22 年に土地等を取得して、その後譲渡した場合には、その譲渡益から、1,000 万円（譲渡益が 1,000 万円未満の場合には、その譲渡益の金額）を控除できることとなりました。

(2) 対象となる土地等の取引

この規定は、平成 21 年又は平成 22 年に取得した土地等で、売却をした年の 1 月 1 日において、所有期間が 5 年を超えるものに限られます。

2 土地の先行取得をした場合の課税の特例の創設

(1) 制度の概要

事業者が、平成 21 年又は平成 22 年に土地等を取得して、その取得の日を含む事業年度終了の日から 10 年以内に、土地等を譲渡して譲渡益が発生した場合には、一定額を限度として先行取得した土地等について圧縮記帳が適用できるようになりました。

(2) 適用までの流れ

平成 21 年 1 月 1 日から 22 年 12 月 31 日までに国内にある土地等を取得する
取得事業年度の確定申告の提出期限までに、この特例の適用を受ける旨の届出書を提出する
取得事業年度終了の日後 10 年以内に、他の土地等を譲渡して譲渡益が発生する
で取得した土地等について圧縮記帳を適用する（譲渡益の繰延）

(3) 圧縮限度額

平成 21 年に先行取得した土地等	譲渡益の 80%相当額
平成 22 年に先行取得した土地等	譲渡益の 60%相当額

5 | 住宅取得・改築等に伴う減税措置

1 主な改正項目

住宅借入金等特別控除の変更
 長期優良住宅の新築等をした場合の特別控除の創設
 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除の創設（省エネ改修、バリアフリー改修）
 特定の増改築等に係る住宅借入金等の特別控除、既存住宅の耐震改修をした場合の特別控除の適用期限の5年延長
 住宅借入金特別控除の控除不足分の住民税からの控除

2 住宅借入金等特別控除の変更

(1) 通常の住宅借入金等特別控除の変更

平成 21 年から平成 25 年までに居住の用に供した場合の住宅借入金等特別控除は、以下のとおりとなります。

居住年	控除期間	住宅借入金残高の限度額	控除率
平成 21 年	10 年間	5,000 万円	1.0%
平成 22 年	10 年間	5,000 万円	1.0%
平成 23 年	10 年間	4,000 万円	1.0%
平成 24 年	10 年間	3,000 万円	1.0%
平成 25 年	10 年間	2,000 万円	1.0%

(2) 長期優良住宅の住宅借入金特別控除の変更

適用要件

平成 21 年から平成 25 年までの間に、認定長期優良住宅の新築又は建築後使用されたことのないものを取得し、居住の用に供した場合に適用されます。

「認定長期優良住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅のことをいいます。

控除額

控除額は、次の表のとおりとなります。最大で年間 60 万円、10 年で 600 万円の控除が可能となります。

居住年	控除期間	住宅借入金残高の限度額	控除率
平成 21 年	10 年間	5,000 万円	1.2%
平成 22 年	10 年間	5,000 万円	1.2%
平成 23 年	10 年間	5,000 万円	1.2%
平成 24 年	10 年間	4,000 万円	1.0%
平成 25 年	10 年間	3,000 万円	1.0%

(3) 転勤等の特例

特例の概要

住宅借入金控除は、居住開始年の 12 月 31 日に居住していることが要件となります。ですから、居住開始年に転勤等があり 12 月 31 日時点で居住していない場合には、その年のみならず、その後の年においても特別控除が適用出来ませんでした。

しかし、今回の改正で、転勤等の理由で居住開始年の 12 月 31 日時点で居住していない場合でも、一定の手続きを行うことで、再度、居住することとなった年については、特別控除の適用を受けることが出来るようになりました。

具体例

居住開始年の 12 月 31 日に居住していない（改正前）
居住開始年の 12 月 31 日に居住していない（改正後）

	（改正前）	（改正後）
居住開始年	適用なし	適用なし
2 年目（転勤で 12/31 時点で居住せず）	適用なし	適用なし
3 年目（12/31 時点で居住）	適用なし	適用あり

従来、は居住開始年の 12 月 31 日時点で居住していないために、住宅特別控除自体の適用がありませんでしたが、改正により、12 月 31 日時点で居住している年については適用できることとなりました。

3 長期優良住宅の新築等をした場合の特別控除の創設

(1) 特例の概要

平成 23 年 12 月 31 日までの間に、認定長期優良住宅の新築又は建築後使用されたことのないものを取得し、6 ヶ月以内に居住の用に供した場合には、その新築等にかかる標準的な性能強化費用相当額（1,000 万円を限度とする）の 10% がその年の所得税額から控除できる制度が創設されます。

従来の住宅借入金控除と異なり、借入は要件となりません。
基本的には、居住の用に供した年の 1 年限りの適用です。

(2) 控除しきれない場合

特別控除額を控除して、控除しきれない場合には、1 年間の繰越が認められるため、翌年分の所得税額から控除できます。

(3) 他の規定との調整等

住宅借入金等特別控除との調整

認定長期優良住宅を借入により取得した場合には、この規定と、上記の認定長期優良住

宅の住宅借入金特別控除の 2 つの規定が適用できますが、この場合には 2 つの規定の併用は出来ず、どちらかの選択適用となります。

買換え特例との調整

居住用財産の買換え等の特例との重複適用その他、所要の措置を講ずるとされており、認められる可能性があります。

所得制限

この規定は、その年分の合計所得金額が 3,000 万円を超える場合には適用されません。

4 既存住宅に係る改修工事をした場合の特別控除の創設

(1) 省エネ改修工事

制度の概要

自己の居住の用に供している家屋について、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合には、その省エネ改修工事費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（200 万円を限度とする）の 10% が所得税から控除できることとなります。また、同時に太陽光発電装置の設置する場合には、300 万円を限度として、その 10% が所得税から控除できる制度が創設されます。

一定の省エネ改修工事とは

全ての居室の窓全部の改修工事 上記改修と同時に行う、床、天井、壁の断熱工事 上記と行う太陽光発電装置工事	} 工事費用の額が 30 万円超
--	------------------

他の規定との調整等

平成 21 年に税額控除を受けた場合には、平成 22 年は受けることができません。
その年分の合計所得金額が 3,000 万円を超える場合には適用されません。

(2) バリアフリー改修工事

制度の概要

一定の居住者が、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合には、そのバリアフリー改修費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（200 万円を限度とする）の 10% が所得税から控除できる制度が創設されます。

一定の居住者とは

50 歳以上の者
 介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者
 障害者である者
 親族が 又は に該当する者又は 65 歳以上のいずれかの者と同居している居住者

一定のバリアフリー改修工事とは

廊下の拡幅	階段の勾配の緩和	浴室改良便所改良	} 工事費用の額が 30 万円超
手すりの設置	屋内段差の解消	引き戸への取替え	
床表面の滑り止め化			

他の規定との調整等

平成 21 年にこの税額控除を受けた場合には、平成 22 年は受けることができません。ただし、要介護状態区分等が 3 段階以上上昇した場合には、平成 22 年においても控除を受けることが出来ます。
 その年分の合計所得金額が 3,000 万円を超える場合には適用されません。

(3) 両規定間の調整等

両方の工事を同一年に行った場合

上記の 2 つの改修工事を同一年に行った場合には、それぞれに計算した金額を合計した金額が控除額となります。ただし、合計額が 20 万円(太陽光発電装置の設置する場合には、30 万円)を超えた場合には、20 万円(30 万円)が限度となります。

住宅借入金等特別控除との関係

上記の特別控除は、住宅借入金等の所得税の特別控除(増改築等の特別控除を含みます)の適用を受ける場合には、重複適用は出来ません。

5 住宅借入金特別控除の控除不足分の住民税からの控除

平成 21 年分以後の所得税において住宅借入金特別控除の適用があった場合、控除しきれない残額があれば、翌年度の個人住民税から残額に相当する金額が控除されます(ただし、課税総所得金額の 100 分の 5 (最高 97,500 円)を限度とします)。

6 | 個人所得稅の見直し

(1) 金融証券税制の見直し

上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する税率の特例の見直し

平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率は所得税 7 %、住民税 3 % となります(本来は所得税 15 %、住民税 5 %)。

平成 20 年の税制改正では、平成 21 年及び平成 22 年については、一定額を超える配当所得及び譲渡所得については、本則(所得税 15 %、住民税 5 %)に戻ることをなっていました。が、平成 21 年の改正において、再改正が行われました。

改正前後の税率の比較

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
改正前	配当額 100 万円、譲渡益 500 万円以下 所得税 7 %、住民税 3 % 以外 所得税 15 %、住民税 5 %		所得税 15 % 住民税 5 %
改正後	所得税 7 %、住民税 3 %		

少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設

概要

非課税口座内の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対しては所得税を課さないこととなります。この規定は、配当所得・譲渡所得の税率が本則に戻る平成 24 年からの適用となる見込みです。

非課税口座とは

非課税口座とは、この規定の施行日から 5 年内の各年において開設する口座(1 年につき 1 口座に限ります)で、その口座開設年の 12 月 31 日までに取得する上場株式等(取得対価の額の合計額が 100 万円に達するまでのものに限る)のみを受け入れることとされているものをいいます。

非課税の対象となる取引

非課税口座を開設した年の 1 月 1 日から 10 年以内に、生ずる配当所得又は譲渡所得について適用されます。

非課税口座にある上場株式等に係る配当金(配当所得)

非課税口座にある上場株式等を譲渡したことによる譲渡益(譲渡所得)

(2) 所得控除の見直し

確定拠出年金制度の改正

マッチング拠出の改正

企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（マッチング拠出）の掛金は、その全額が所得控除の対象とされます。

確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ

(イ) 企業型

	現 行	改正案
他の企業年金がない場合	月額 46,000 円	月額 51,000 円
他の企業年金がある場合	月額 23,000 円	月額 25,500 円

(ロ) 個人型

	現 行	改正案
企業年金がない場合	月額 18,000 円	月額 23,000 円

生命保険料控除の改組

概要

平成 24 年の所得税より、生命保険契約のうち、介護（費用）保障又は医療（費用）保障保険料について、現行の生命保険料と別枠で介護保険料控除を創設する。控除額は 4 万円が限度となります。

生命保険料控除の減額

の介護保険料控除の創設に伴い、一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除の限度額が 4 万円となります。

控除額の計算

年間の支払保険料等	控 除 額
20,000 円以下	支払保険料等の税額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

旧制度との関係

上記の新制度は、平成 24 年 1 月 1 日以後、締結した保険契約からの適用となり、それ以前の契約については、従来の保険料控除が適用となる。新制度と旧制度の双方の控除がある場合の限度額は 12 万円となります。

住民税との関係

平成 25 年度以後の住民税から適用となる。各控除額の上限は 28,000 円とし、合計額の上限は 7 万円となります。

また、新制度と旧制度の双方の控除がある場合の限度額は 7 万円となります。